

NORDEMANN

第33回東京国際フィルム・フェスティバル – 第10回MPAセミナー
– 日本におけるサイト・ブロッキングの合憲性

EUおよびドイツにおける 海賊版サイト・ブロッキングの合憲性と合法性

2020年11月4日

Jan Bernd Nordemann教授・博士、法学修士(ケンブリッジ)

在ベルリンドイツ人弁護士・NORDEMANNのPartner
公認弁護士(著作権およびメディア権)
公認弁護士(産業財産権)
フンボルト大学(ベルリン)非常勤/名誉教授

議題

EUとドイツにおける海賊版サイト・ブロッキングの合憲性と合法性

- (1) EU法: 原点: 「第8.3条」
- (2) EU法: 主要判例
- (3) ドイツ法: 主要判例
- (4) ドイツ法: ブロッキング命令
- (5) 法律上の問題点
 - 有効性
 - 「補完性」
 - 憲法上の問題
- (6) まとめ

(1) 出発点:「第8.3条」

EU著作権指令(2001/29)第8.3条

- 「EU加盟国は、著作権や関連する権利を侵害するために第三者によってそのサービスが利用される媒介者に対して、権利者が差止命令を申請する立場にあるようにしなければならない。」
- EU著作権指令 備考59:
 - 「デジタル環境においては特に、媒介者のサービスは、侵害活動を行う目的で第三者によってますます利用される可能性がある。多くの場合、そのような侵害活動を終わらせるのに最も適した立場にあるのは、当該仲介者である。したがって、...権利者は媒介者に対して差止命令を申請することができなくてはならない...。」
- 結果:たとえ過失がなくとも(善意であっても)、媒介者の義務を重視。

(2) EU法：主要判例

欧州連合司法裁判所(CJEU)訴訟

「UPC Telekabel Wien/Constantin」(2014年3月27日C-314/12)：

- EU著作権指令第8.3条に基づき、サイト・ブロッキングは一般に許容されている。
- アクセス・プロバイダーは「最も適した立場」にあるため、対策を講じる義務を負う

EU – ウェブサイト・ブロッキングの地図

EU著作権指令第8.3条により、ほとんどのEU加盟国がサイト・ブロッキング制度を採用している。



(3)ドイツ法:主要判例

ドイツ連邦最高裁判所(BGH)「**Stoererhaftung des Access-Providers**」
(2015年11月26日I ZR 174/14):

- ドイツ法(民法)においてサイト・ブロッキングは一般に許容されている。
- 法原理:いわゆる「**Stoererhaftung**(間接侵害)」
 - 民法上の差し止め請求のみ:
 - 通告後の注意義務違反。

ドイツ連邦最高裁判所(BGH)「**Dead Island**」(2018年7月26日I ZR 64/17):

- アナログ・アプリケーションにおけるドイツテレメディア法第7.4条に対する法原理の変更。
- サイト・ブロッキングに対する実質的な要件の変更はなし。

(4) ドイツ法:ブロッキング命令

ミュンヘン地方裁判所の判決(2018年2月1日)、ミュンヘン控訴裁判所はこれを支持(2018年6月14日)

- 上映中の映画を含め多数の映画を違法に提供するウェブサイト「kinox.to」のサイト・ブロッキング。
- 原告:ドイツ映画プロデューサーConstantin。



(4) ドイツ法: ブロッキング命令

ミュンヘン地方裁判所2018年7月18日および2019年10月25日):

- 多数の科学書や科学雑誌を違法に提供するウェブサイト「LibGen」および「Sci-Hub」のサイト・ブロッキング。
- 原告: 学術出版社のElsevier社およびSpringer Nature社



(5) 法律上の問題点 - 有効性

サイト・ブロッキングの有効性 - DNSブロッキング:

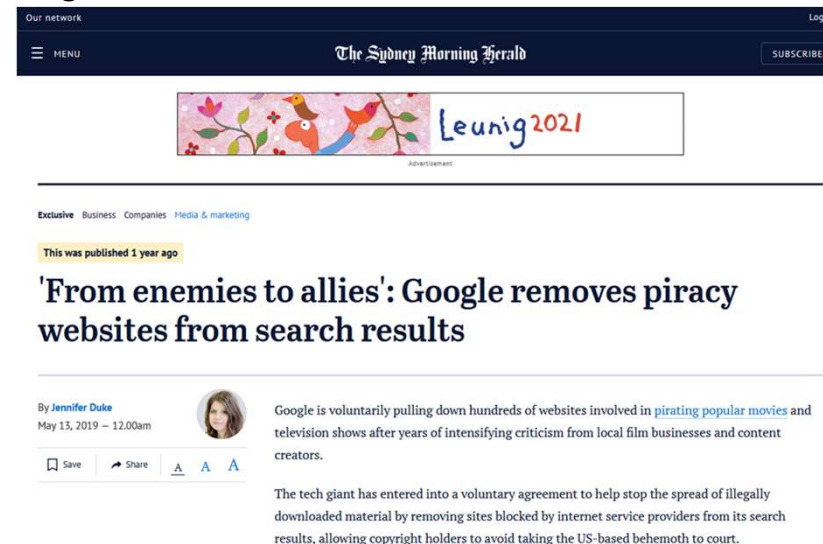
- 実証的データによると、DNSブロックは有効であるが、DNSブロックは回避される可能性がある。
 - イギリス(2015年INCOPRO): 2カ月で77%の利用減少。
 - ポルトガル(2017年INCOPRO): 1年で70%の利用減少。
- 有効性の実証的な裏付けは不要。DNSブロックはアクセス経路を遮断し、不正行為に関する理解を高める。
 - (ドイツBGH「Stoererhaftung des Access-Providers」、2015年11月26日 I ZR 174/14、第48項)

(5) 法律上の問題点 - 有効性

サイト・ブロッキングの有効性 - 検索エンジン:

- 検索エンジン(Googleなど)に対するインデックス削除の請求
 - (フランスCour d' Appel de Paris Pole 5 Chambre 1、2016年3月15日判決、事件番号040/2016)。
- 以下のオーストラリアの例も参照。構造的に権利を侵害するウェブサイトのインデックス削除についてGoogleなどが自発的合意。

<https://www.smh.com.au/business/companies/from-enemies-to-allies-google-removes-piracy-websites-from-search-results-20190510-p51m55.html>



The screenshot shows a news article from The Sydney Morning Herald. The article title is "'From enemies to allies': Google removes piracy websites from search results". The author is Jennifer Duke, and the article was published on May 13, 2019, at 12:00am. The article text states: "Google is voluntarily pulling down hundreds of websites involved in pirating popular movies and television shows after years of intensifying criticism from local film businesses and content creators. The tech giant has entered into a voluntary agreement to help stop the spread of illegally downloaded material by removing sites blocked by internet service providers from its search results, allowing copyright holders to avoid taking the US-based behemoth to court."

(5) 法律上の問題点 - 補完性

サイト・ブロッキングの補完性:

- サイト・ブロッキングは「最後の手段」でなければならない。
- 原告は、サイト・ブロッキングが相応に行われるように、侵害をその発生元で止めるための相応の努力を払わなくてはならない。
 - サイト運営者に対する(合理的な)法的措置は不調に終わる。
 - 当該サイトのホストプロバイダーなど、その技術サービス・プロバイダーに対する(合理的な)法的措置は不調に終わる。
- (ドイツBGH「Stoererhaftung des Access-Providers」、2015年11月26日 I ZR 174/14、第83項)

(5) 法律上の問題点 - 補完性

サイト・ブロッキングの補完性:

- サイト・ブロッキングは「最後の手段」でなければならない。
- ただし、補完要件を満たすには、「合理的」な法的措置のみが必要。
- 違法なビジネス・モデルのサイトについては、先行する訴訟提起がなくとも、通常、補完性要件を満たしうる。その理由は、違反者は、法的措置が取られないように予防措置を講じると考えられるからである。

(5) 法律上の問題点 - 憲法

憲法上の通信の秘密の違反とはならない:

- ドイツ憲法(Grundgesetz)第10.1条、EU基本権憲章第7条。
- DNS、IPアドレス、URLのブロッキングをBGHが評価。
- 結果＝憲法上の保護の範囲には触れないため、違反とはならない。
- 理由は以下の2つである:
 - (ドイツBGH「Stoererhaftung des Access-Providers」、2015年11月26日 I ZR 174/14)

(5) 法律上の問題点 - 憲法

憲法上の通信の秘密の違反とはならない - 第1の理由:

- 通信の秘密は、公開のサービスおよびそのアクセスを保護するものではなく、個人間の(非公開の)通信のみを保護するものである。
 - 「ドイツ憲法第10.1条に定める通信の秘密は、そもそも参加者の非公開の特定の通信を対象としたものであり、一般大衆に向けた通信は同規定の対象とはならない。」
- 不特定多数の受信者にコンテンツを提供し、当該情報にアクセスするサイトは、秘密を守るべき個人間の通信とはならず、むしろ公開のサービスとして、ドイツ憲法における通信の秘密条項の保護対象とはならない。
 - (ドイツBGH「Stoererhaftung des Access-Providers」、2015年11月26日 I ZR 174/14、第68項)

(5) 法律上の問題点 - 憲法

憲法上の通信の秘密の違反とはならない - 第2の理由:

- 個人の利用データを保存することなく、単に通信を防止することは憲法上の通信の秘密の対象とはならない。
 - **DNSブロッキング**: 単なる防止であり個人のデータを保存しない

- (ドイツBGH「Stoererhaftung des Access-Providers」、2015年11月26日 | ZR 174/14、第69項)

(5) 法律上の問題点 - 憲法

他の関係する憲法上の権利:

- 権利者: 知的財産権
 - 補完性要件によるサイト・ブロッキングの請求は「最後の手段」となるため特別な重要性を有する
 - サイト・ブロッキング請求がない場合、保護に隔たりができる
- アクセス・プロバイダー: 事業活動の自由
- インターネット・ユーザー: 情報にアクセスする自由、情報データに関する自己決定権
- 憲法上の権利の比較衡量が必要.
 - (CJEU「UPC Telekabel Wien/Constantin」、2014年3月27日 C-314/12)
 - (ドイツBGH「Stoererhaftung des Access-Providers」(2015年11月26日 I ZR 174/14、第21項、第28項および以下を参照)

(5) 法律上の問題点 - 憲法

憲法上の知る権利:

- ドイツ憲法 (Grundgesetz) 第5.1条、およびEU基本権憲章第11.1条
- 過度なブロッキングの禁止。
 - (申請人が所有していない)違法コンテンツのブロッキングは無関係。
 - 合法コンテンツのブロッキング:
 - サイト運営者が合法コンテンツに隠れて侵害を行う場合もあるため、ある程度の合法コンテンツのブロッキングは許容される。
 - 合法／違法コンテンツの全体的な関係が重要
 - 合法コンテンツのブロッキングは4%まで許容される
 - (BGH「Stoererhaftung des Access-Providers」 - 2015年11月26日 I ZR 174/14、第53項および以下を参照)
 - (スウェーデンSVEA控訴裁判所「ThePirateBay」- 2020年6月29日 PMT 13399-19、ページ16～17)

(5) 法律上の問題点 - 憲法

憲法上の知る権利:

- 注: インターネット・ユーザーは、不相应に過剰なブロッキングについて、契約上の請求権を用いるなどしてアクセス・プロバイダーを提訴する権利を持つ必要がある。
- (ドイツBGH「Stoererhaftung des Access-Providers」、2015年11月26日 I ZR 174/14、第57項)

EUとドイツにおける海賊版サイト・ブロッキングの合憲性と合法性 (6)まとめ

- EUおよびドイツにおけるサイト・ブロッキングはEU著作権指令第8.3条に根拠をもつ。
- 欧州連合司法裁判所(CJEU)は、2014年の主要判例「UPC Telekabel Wien/Constantin」で海賊版ウェブサイトのブロッキングを許容しうると認定した。
- ドイツ連邦最高裁判所(BGH)はドイツ法に基づく海賊版サイトのブロッキングを承認し、最も重要な未解決の問題に解答を与えた。
- 最初のサイト・ブロッキングは、映像コンテンツや違法な学術コンテンツを含む違法サイトのブロッキングである。

EUとドイツにおける海賊版サイト・ブロッキングの合憲性と合法性 (6)まとめ

- DNSブロッキングなどのブロッキング措置は、実証的にも法律的にも有効である。
- ドイツBGHによればサイト・ブロッキング請求は、サイト運営者やそのプロバイダに対する合理的な法的措置が不調に終わった場合の最後の手段としなければならない(「補完性」)。違法なビジネスモデルのサイトは、通常、この要件を充足する。

EUとドイツにおける海賊版サイト・ブロッキングの合憲性と合法性 (6)まとめ

- 憲法上、インターネット・ユーザーの秘密を通信することは問題とならない。
- ドイツBGHは、「比例性を評価する際には、憲法上の各権利を比較考察しなければならないと強調している。
- この場合の比較衡量とは、(1)権利者(知的財産権)、(2)アクセス・プロバイダー(事業活動の自由)、(3)インターネット・ユーザー(情報アクセスの自由)間の比較考察である。
- こうした憲法上の権利の比較考察が必要である。
- 著作権を侵害するコンテンツを主とする(海賊版)ウェブサイトをブロックしても、情報アクセスの自由の侵害にはならない。

NORDEMANN

以上です。
ありがとうございました。

Jan Bernd Nordemann教授・博士、法学修士(ケンブリッジ)

jan.nordemann@nordemann.de

Nordemann Czychowski & Partner
Rechtsanwältinnen und Rechtsanwälte Partnerschaft mbB

Registergericht: Amtsgericht Potsdam · Partnerschaftsregister PR 162 P

Office Berlin:

Kurfürstendamm 59
10707 Berlin
電話: +49 30 8632398-0
ファックス: +49 30 8632398-21
info@nordemann.de

Office Potsdam:

Helene-Lange-Straße 3
14469 Potsdam
電話: +49 331 27543-0
ファックス: +49 331 27543-21
info@nordemann.de